

災害廃棄物処理計画検討会（1市3町 第2回）

議事要旨

1. 日時 平成30年1月30日 13:30～16:20
2. 場所 多賀城市役所2階第201会室
3. 参加者
(多賀城市)
小野 航太 市民経済部生活環境課 主管兼環境リサイクル推進係長
菅野 駿 市民経済部生活環境課環境リサイクル推進係 主査
(七ヶ浜町)
菅井 厚 環境生活課 生活衛生係上席係長
星 翔太 環境生活課 主事
(利府町)
渡邊 弘嗣 生活安全課環境生活班 主事
(松島町)
熊谷 賢 総務課環境防災班 主査
(宮城東部衛生処理組合（以下、組合と略す）)
鈴木 英之 事務局総務係 主査
(環境省 東北地方環境事務所)
茶山 修一 廃棄物・リサイクル対策課 災害廃棄物対策専門官
藤林 啓介 廃棄物・リサイクル対策課 廃棄物対策等調査官
(一般財団法人 日本環境衛生センター（以下、JESCと略す）)
寺内 清修 環境事業第一部環境保全課 課長
浅野 実 環境事業第一部 技術調査役
高橋 佳菜恵 環境事業第一部環境保全課 技術員

4. 次第

- 1) 開会あいさつ（東北地方環境事務所）
- 2) 議事
 - (1) 災害廃棄物処理計画基礎資料案について
 - (2) 今後の計画策定に必要な検討項目や課題等
 - (3) その他
- 3) 閉会

【配布資料】

- 資料1 災害廃棄物処理計画基礎資料案
資料2 第1回検討会議事要旨

5. 議事（説明事項）

（1）災害廃棄物処理計画基礎資料案について

（JESC）資料1の「1.基本的事項」と「2.災害廃棄物処理のための体制等」について説明を行った。

利府町：表2-1中の有害物質については、使用している事業所の把握が市町では困難である。基礎資料に加えてほしい。

環境省：消防で情報を持っているので、文書照会する方法がある。

多賀城：1市3町は同じ塩竈保健所管内であり、特定施設としての事前届出がある。把握は可能である。

JESC：有害物質関係について、PRTRと特別管理産業廃棄物多量排出事業者のデータは、JESCで入手できるので整理する。公表されていないデータについては、報告書には記載できないと思われる。

（JESC）続いて、資料1の「3.一般廃棄物処理施設」と「4.災害廃棄物発生量の推計」について説明を行った。

組合：組合構成の表記順として、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、松島町の順に修正願いたい。また、表3-1の施設概要の表記に「(90t/日×2 炉)」と付記してほしい。さらに、3.3 粗大ごみ処理施設及び表3-5中の量の処理枚数は、能力が落ちた関係で120枚/日(24枚/h×5h)に訂正してほしい。

多賀城：資料表題の順番は「宮城東部衛生処理組合及び組合市町」と記載されていることから、構成市町の順番も宮城東部衛生処理組合を先に表記することが適切と思われる。また、1.1本資料作成の目的で、「宮城東部衛生処理組合ブロック(以降、組合ブロックとする。)」と、表記しておけばよいと思われる。

松島町：表3-3のごみ焼却施設の「震度5以上で自動停止する」は停電を想定しているのか。また、施設が使えない場合、塩竈での受入処理が可能なのか。

組合：感震器が働き、単に施設が自動停止することを意味している。東日本大震災時は同時に電力供給も遮断し、施設の運用はできなくなったが、通常であれば再立ち上げは可能である。塩竈市とは相互処理協定を締結しているが、最近は受け入れることばかりであり、塩竈市の余力も10t/日程度と期待できないのが現状である。

環境省：塩竈市の施設は、かなり老朽化していると認識している。

組合：塩竈市の施設は定格90t/日の能力であるが、現状は70t/日程度の能力のようである。基幹改良工事前の当施設も実処理能力は、1炉あたり80t/日程度の能力しかない状況にある。

利府町：改良工事が終われば90t/日まで回復するのか、あるいはそれ以上の能力増強になるものなのか。

多賀城：長寿命化計画の中、炉の能力は90t/日が上限となる。表の中で「塩竈市との協定に基づき依頼する」とあるが、実態にそぐわないことから、(県内外の応援や支援に頼る)との表記が現実的で適切ではないか。

環境省：黒川地方との関係はどのようになっているのか。

組合：担当者レベルではあるが、今後は協定を結ぶ動きがあることも予想されるものの、こちらの余力も十分ではないと理解している。

JESC：前回検討会で話題となった「館協定」のバージョンアップ版は想定されないか。

利府町：館協定はH7締結、協議会はH16の会議が最後となっている。廃棄物関係の内容だけ変える訳にもいかないので、グレードアップは困難と思われる。

環境省：一部事務組合にもメンバーに入ってもらい、「災害廃棄物の処理に係る応援協定」の締結を考えた方が良くかもしれない。県に動いてもらい、圏域のブロックとして策定することを地域から声をあげ、死文化している協定を活かす方法もある。県に相談されてはどうか。

(JESC) 資料1の「5.仮置場」と「6.初動期の行動計画」について説明を行った。

JESC : 表 6-1 ブロック内連携の支援内容についてのご意見をいただきたい。

松島町 : 収集車の提供とあるが、実態は委託や許可なので依頼することになり、依頼しても請けてくれるか悩ましい。

JESC : 表 6-2 ブロック内や宮城県へ支援要請すべき内容の中で、組合の役割は大変重要であるが、書き方などについてご意見をいただきたい。

多賀城 : これまでの災害の中で支援等の経験はなく、各市町でそれぞれの事象に対応してきたのがほとんどである。東日本大震災時に仮置場の提供をお願いした経緯がある程度である。

環境省 : これまで個別対応できていた事象を超えるものであって、例えば地震でいえば昭和 53 年の宮城県沖地震以上、東日本大震災クラスまでの範囲をイメージしている。そのうえで、被害が一部の地域に限られる場合、広範囲に及ぶ場合などを想定し、ブロック内での支援をイメージしてほしい。

松島町 : 風水害など河川流域における被害も 1 市 3 町で発生する。広域的でなく局地的であれば、資機材の提供などはできると思われる。

利府町 : ブロック内連携に関し、組合にはごみ搬入や処理の情報、依頼が入ると思うが、余力は十分あるか。

組合 : 東日本大震災では、余力は 30 t / 日が限界であった。震災当時は一気に搬入され、結局パンクしその後、各市町の搬入量を曜日ごとで指定して振り分けた。関係方面からの要望に十分こたえられなかったが、元々施設としては、災害廃棄物の処理量を想定したプラントではない。将来、新しい焼却施設を建設する際には、建設用地をはじめ炉数や処理能力に関して、十分考慮、検討する必要がある。

多賀城 : 計画については市町それぞれで作るか広域で作るかとは別としても、本基礎資料を利活用していく上での全体構成について、2 項の「災害廃棄物処理のための体制」の次に 6 項の「初動期の行動計画」、4 項の「災害廃棄物発生量の推計」、5 項の「仮置場」の順番とすることが適当と思える。3 項の「一般廃棄物処理施設」は 1 の基本的事項の 1.10 に加える案もある。

JESC : 市町の災害廃棄物処理計画に即して、3 項目以降を並び替えることはかまわない。

多賀城 : それぞれの項の中でも例えば、1.3「被害想定」と 1.4「対象とする災害廃棄物」を逆にする。4 項の「災害廃棄物発生量の推計」については、それぞれの市町で整合が取れる共通の数値を採用する必要があることから 4.1 とし、災害廃棄物と一般廃棄物の区別や並びが気になる点もあったので 4.2 には「災害廃棄物の発生量」、4.3 として「仮設トイレから発生するし尿の発生量」、4.4 として一般廃棄物であることを示したいので「生活ごみ避難所のごみ(一般廃棄物)発生量」、「思い出の品等」は別項目の 4.5 とする。6 項の初動期の行動計画についても、6.1 の「災害発生前の対応事項」は水害に特化していることもあり、6.2 の「初動期の対応事項」と、入れ替えた方が良いと考える。

JESC : 4 項の今回の並びは、発災後問題となる事項を優先する順番にした。また、表 1-4 の「災害廃棄物の種類」で、定義は難しいところもあるが、生活ごみ、避難所ごみも災害廃棄物対策指針の中では災害廃棄物とされている。

環境省 : 災害廃棄物対策指針では、生活ごみ、避難所ごみも災害廃棄物のカテゴリに入っているが、災害廃棄物処理行政事務の手引きでは“災害によって発生する廃棄物”と表現している。表 4-1 では (1) ~ (12) は補助対象になるものを、(13) と (14) は原則対象外、(15) の仮設トイレのし尿は期間限定で認められている、と明確に分けて示したものと理解している。

多賀城 : 発災後、避難所で生活している人、自宅で生活している人のごみの分けをどうするか、通常収集業務と仮置場関係業務区分をどうするのか、また、宮城東部衛生処理組合では通常的生活ごみを主に処理し、災害廃棄物や仮置場のごみを徐々に処分していく形をイメージしている。

環境省：宮城東部衛生処理組合は、生活ごみ、避難所ごみの処理が主になると思われる。東日本大震災では、量の処理も行っている。

多賀城：市町間の連携においても、被災ごみの搬入量の調整や、発災後から時間経過による発生量の変化に応じた調整の主体はどこか、あるいはその都度主体が変わるのか等の区分けをしていかないといけないと感じている。全国的にみると計画の中で明記されている例が多い。

環境省：自治体の廃棄物担当職員数が少ない場合があり、役割分担を決めておかないと不具合が多く、全国的なトレンドとしても役割分担を明示するようになってきた。

多賀城：市町として国からの補助を受けるに当たり、間違えることなく、スムーズな査定が受けられるような事務を目指したいので、ごみの区分はしっかりと行いたい。構成についてもじっくりしない感じがある。

JESC：構成については、ご相談しながら修正させていただく。

(2) 今後の計画策定に必要な検討項目や課題等

JESC：今回は基礎資料としており、計画の全てを網羅してはいない。例えば災害廃棄物を委託して実際に処理する部分、処理フローの作成部分等は抜けているが、処理計画の6割程度は本基礎資料に含まれていると思われる。1項で説明した東北地方環境事務所、環境省や県の処理計画関係資料を参考に次年度以降に各市町で作成していただく部分や広域ブロックで検討すべき部分があると思うので、ご意見をいただきたい。

利府町：通常の一般廃棄物処理計画は、基本計画を組合が策定し、実行計画を市町が策定しているが、本計画も同じような考えで良いのか。

JESC：一般廃棄物処理基本計画は5年や10年に1度更新されるが、災害廃棄物処理計画の更新時期は定まっていない。

環境省：環境省としては市町村単位での計画策定を基本としているが、広域ブロックの計画に委任するスタイルもあると思う。現在、全国の市町村の半数が災害廃棄物処理計画を策定していないので、何とかしたい、検討していただきたいと考えている。

多賀城：地域防災計画では、災害廃棄物の処理について触れている程度であり、実際に動く場合には、災害対策本部が設置されている。この時、災害廃棄物対策の担当課がどのタイミングでどう動いていくか、意外と難しい。

環境省：これについては複数の自治体が訴えているところで、自治体の規模にかかわらず問題となっている。また、首長の方針よっても災害廃棄物の担当部門がどのタイミングで表舞台で活動するか、変わるので悩ましい。災害廃棄物の担当部門がタイムラインを示しても、首長の考えが違う場合がある。国が示すタイムラインはあくまで理想形、標準形として考えていただくことになると思う。

多賀城：将来の災害で機能するような計画であれば良いと思うが、実態として難しい。

環境省：仮置場を例にとっても、東日本大震災で使えた土地が次の災害で使えないということがあるので、どうするのか検討しなければならない。

多賀城：人口減少による空き家の増加や地域コミュニティの希薄化にどう対応するのか、職員も現場が疎遠なりオペレーションが分からなくなる等、様々な問題があると思われる。机上の計画とならないために、BCP的なものを作っておく必要があると考えている。

環境省：本基礎資料の内容をBCPの構成要素として利用してもらえれば良いと思う。使用する原単位や出展資料は本基礎資料から引用してほしい。

多賀城：施設の余力に対する評価についても記述して頂きたい。

JESC：本基礎資料においては、計算上の余力として示した。老朽化すると定格能力と実処理能力が違う場合もあることから、“何トン処理できる”とまでは記載できないと思う。

環境省：東日本大震災では、腐れかけの畳の処理が困難であったり、破砕機がうまく動かないトラブルがあった。今後は乾いた畳に限るとか、含水している場合はスタイロ畳に限るなどの情報も必要と思う。

多賀城：東日本大震災時と現状では、例えば七ヶ浜町のような大規模な高台移転や港湾の多重防御の推進があり、変貌している。一方で砂押川における津波の溯上のようにこれまでの想定以上も考えられ、計画に数値をどう織り込むか不安がある。

環境省：各市町の被害場所までは想定していないので被災場所に変化はあったとしても、全体でそれほど災害廃棄物量が減らないことも考えられる。はじめは過剰と思われるでも東日本大震災のデータをスタートとして用い、浸水面積の減少等のシミュレーションができた時点で0.8や0.7の係数を掛ける手法が現実的である。過大な廃棄物量を推計するのはナンセンスであるが、近代社会における過去最大のデータを基本に計画しておけば、応用は効くとの考えはある。

多賀城：計画に目標年次はないのか。

環境省：知見等が変化していくことから、随時見直していく位置づけである。

七ヶ浜町：当町は住宅も道路も変わり、防潮堤も整備され、東日本大震災の半分以下位の被害想定が妥当かと考えている。防潮堤や津波被害のシミュレーションをしてきているので、被害想定の数値を変える可能性はある。

環境省：町全体の防災や街づくり計画と整合を取りながら、係数を乗じて推計することはあり得る。

多賀城：知多市の災害廃棄物処理計画は施設の評価や構成が良くまとまっており、今後の計画の参考になるようである。

環境省：東海から近畿の沿岸にかけては、南海トラフ地震の被害が想定されているため、自治体の危機意識が高い。愛知や三重の計画は参考になる。ちなみに、三重県は全市町村の災害廃棄物処理計画の策定が完了したところである。

多賀城：東日本大震災時の担当者が異動する前に計画の策定をしたいと考えている。

JESC：今後の予定として、本日いただいたご意見を踏まえ3市町や宮城東部衛生処理組合、環境省と相談しながらこの計画基礎資料を作り上げる予定である。2月いっぱい位で完成させるスケジュールとし、適宜修正していきたいと考えている。

多賀城：修正点を各者で共有・調整した上で、JESCに示したい。

JESC：拝承。

以上